

やまぐち婚活応援隊 活動の手引き

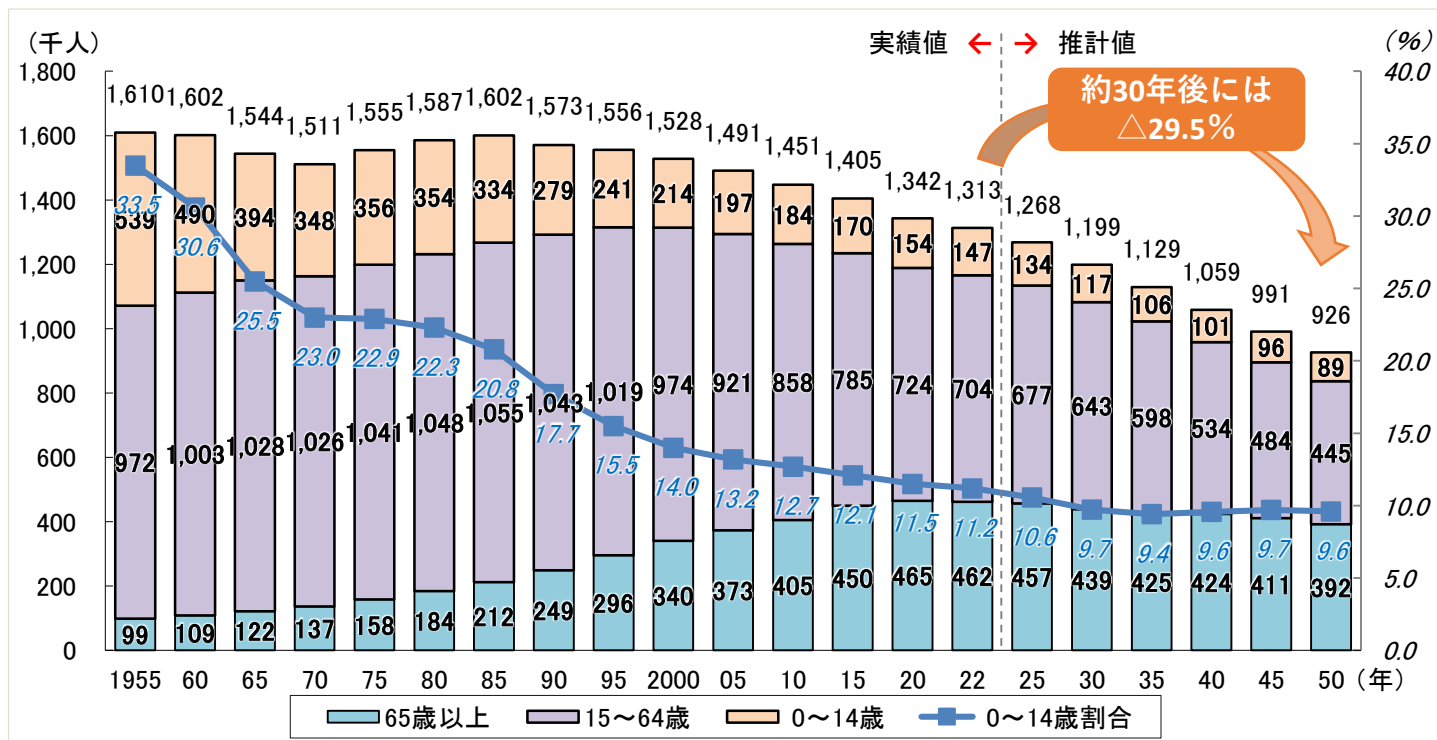


令和6年4月
やまぐち子育て連盟

第1章. 少子化の進行

- 山口県の人口は、1955（昭和30）年以降、減少傾向が続き、2022（令和4）年は約131万人にまで減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も少子高齢化の進行による減少傾向が続く見込みです。
 - **約30年後の2050（令和32）年には約3割減少**し、約104万人となる見込み
 - 高齢化率は、35.2%（2022年）から42.3%（2050年）となる見込み

人口推移と将来推計（山口県）

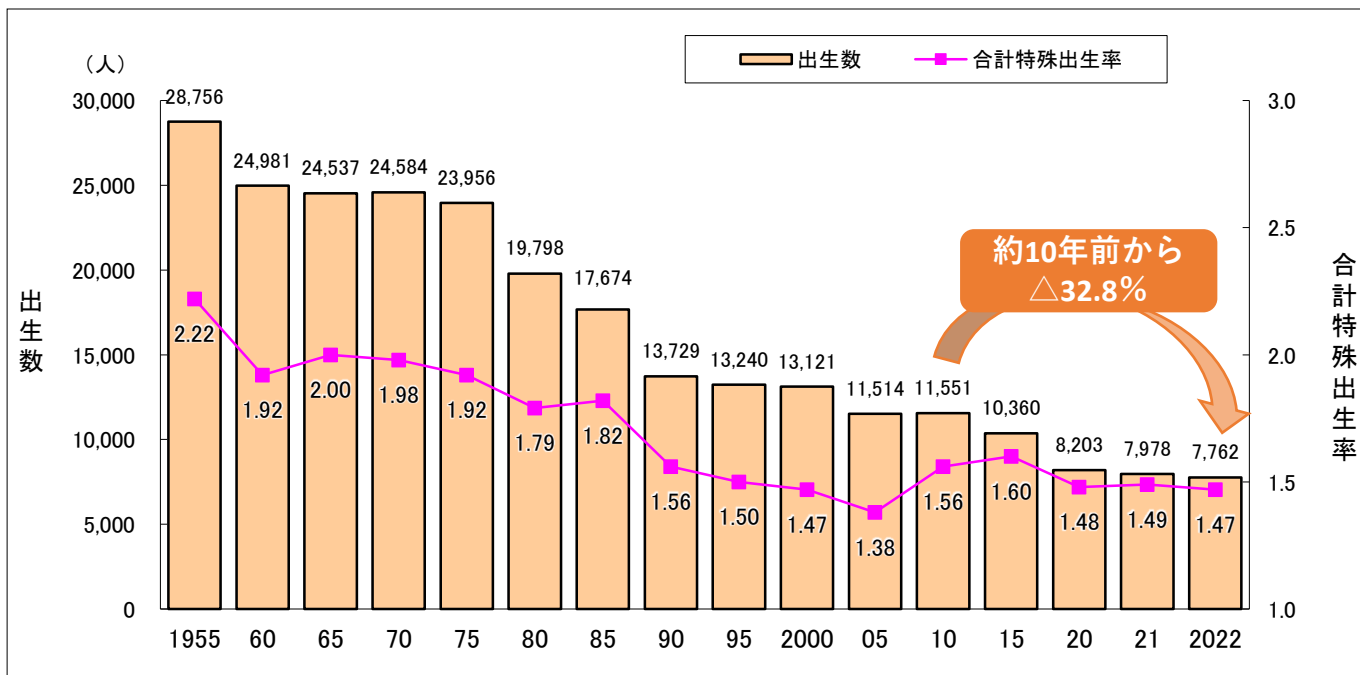


実績値は、総務省「国勢調査」、山口県「人口移動統計調査」

推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

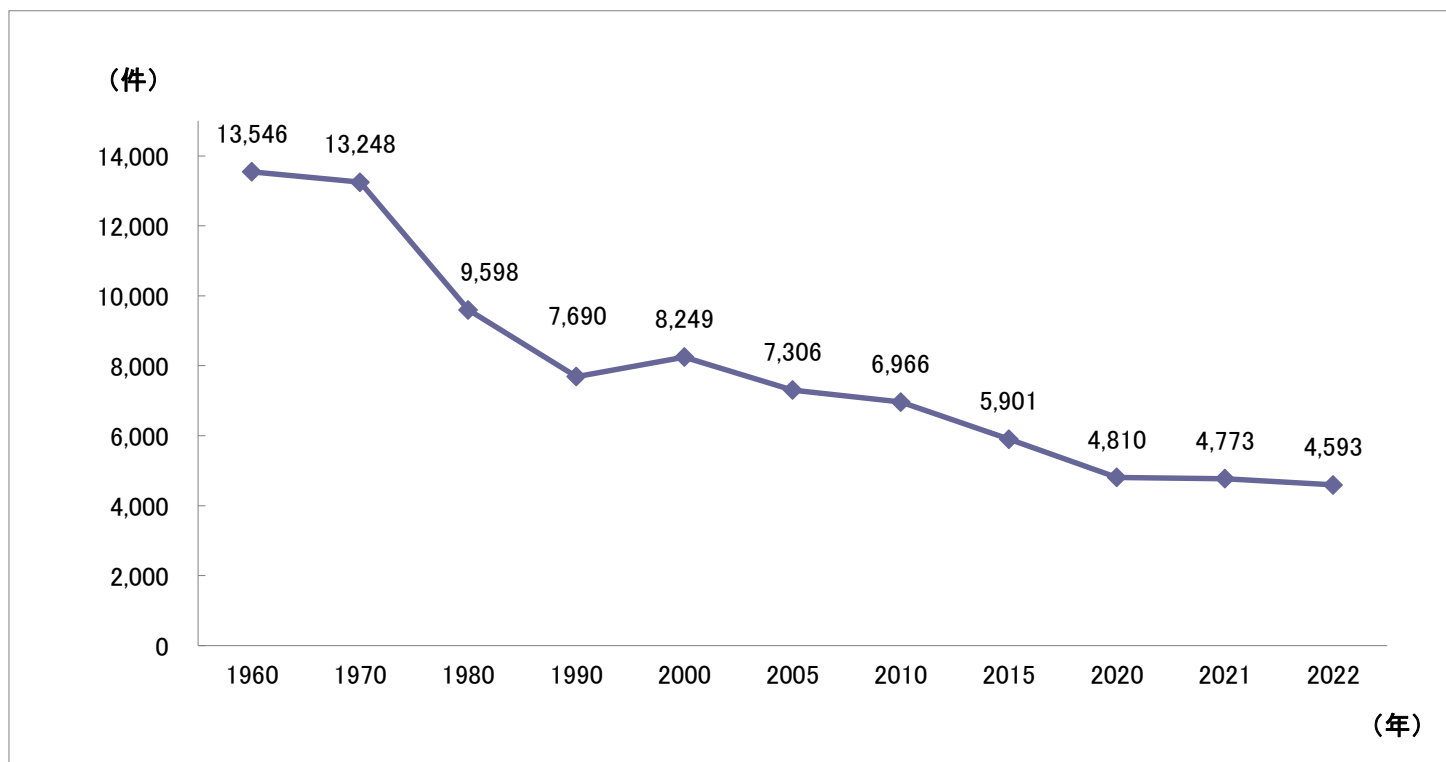
- 山口県の出生数は、第2次ベビーブーム期（1971～74年）以降、減少傾向が続き、2022（令和4）年は、前年同様に8,000人を割り込んでいます。
 - 約10年前の**2010（平成22）年から約3割減少**
- 一人の女性が一生に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は、近年は1.5程度で推移しています。
 - 日本における人口を維持するために必要とされる水準（人口置換水準）**2.07を大きく下回っている状況**

出生数と合計特殊出生率の推移（山口県）



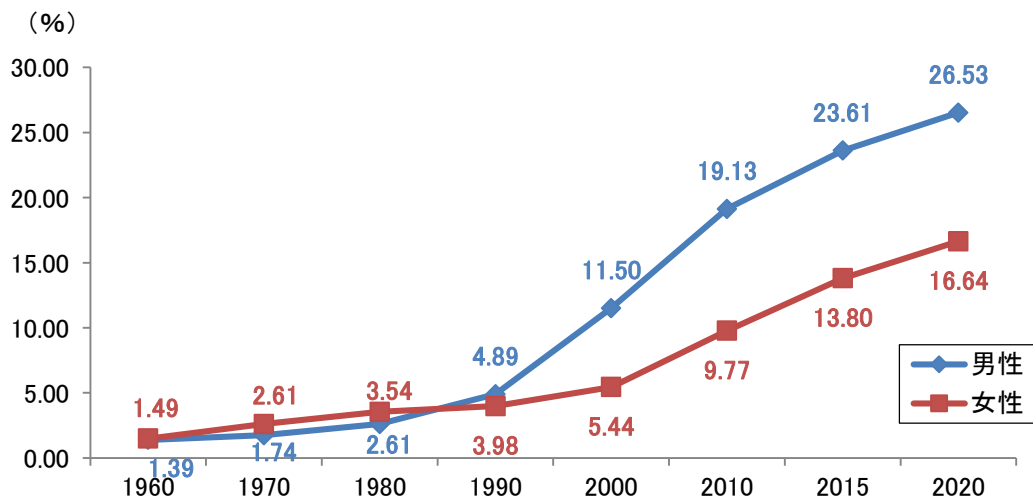
- 山口県の婚姻件数は、1970（昭和45）年頃から減少傾向が続き、近年は年間5,000件を割り込んでいます。
 - ▶ 日本では、子どものほとんどが法律上の結婚をした夫婦の間に生まれた子ども（嫡出子）であることから、婚姻件数は出生数に直接的な影響を与えます。（嫡出子の割合は、97.7%（2021年））

婚姻件数（山口県）



- 山口県において、50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合である「50歳時未婚率」は、1970（昭和45）年頃から年々上昇し、特に男性の上昇が著しい状況です。
 - **50歳時の男性の4人に1人、女性の6人に1人が未婚**という割合
 - 2020年の国勢調査では、20～49歳の未婚者は約16万人おり

50歳時未婚率の推移（山口県）



国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2023）」

年齢別未婚者数（山口県）

年齢	男性	女性	計
20～24歳	24,626	22,210	46,836
25～29歳	17,357	13,514	30,871
30～34歳	13,264	9,018	22,282
35～39歳	11,717	7,735	19,452
40～44歳	11,610	7,856	19,466
45～49歳	12,470	8,015	20,485
計	91,044	68,348	159,392

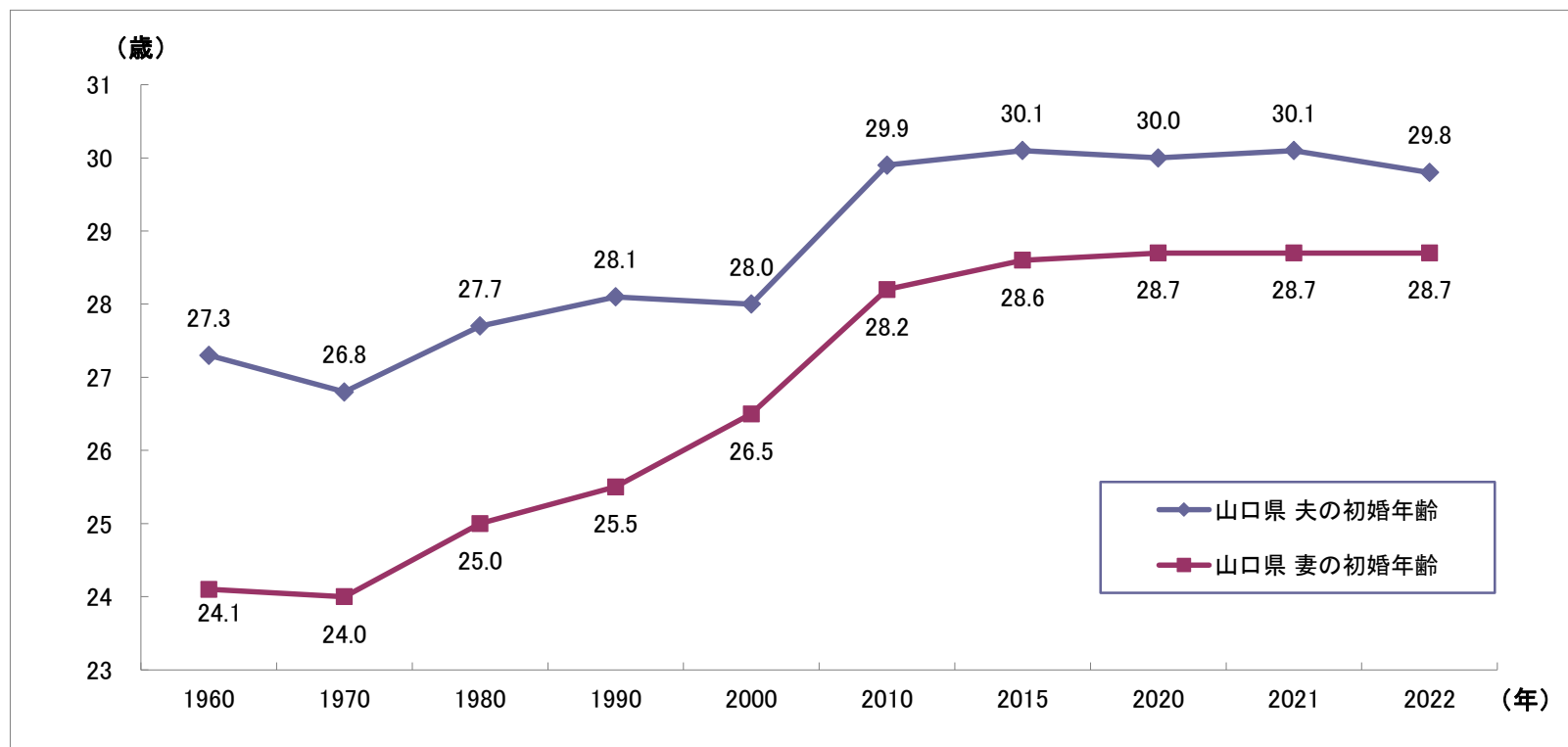
総務省「国勢調査（2020）」

1 現状

(5) 晩婚化の状況

- 山口県の平均初婚年齢は、1970（昭和45）年頃から2010（平成22）年頃まで年々上昇を続け、近年は男性30歳、女性29歳程度で推移しています。

平均初婚年齢の推移（山口県）



厚生労働省「人口動態統計」

少子化の影響

少子化の進行は、社会・経済の様々な局面において、影響を及ぼすといわれています。

✓ 労働力人口の減少による経済面での活力の低下

✓ 年金、医療、福祉等の社会保障の分野における現役世代の負担の増大

✓ 過疎地における自主的な活動が困難になり、地域の活力が低下

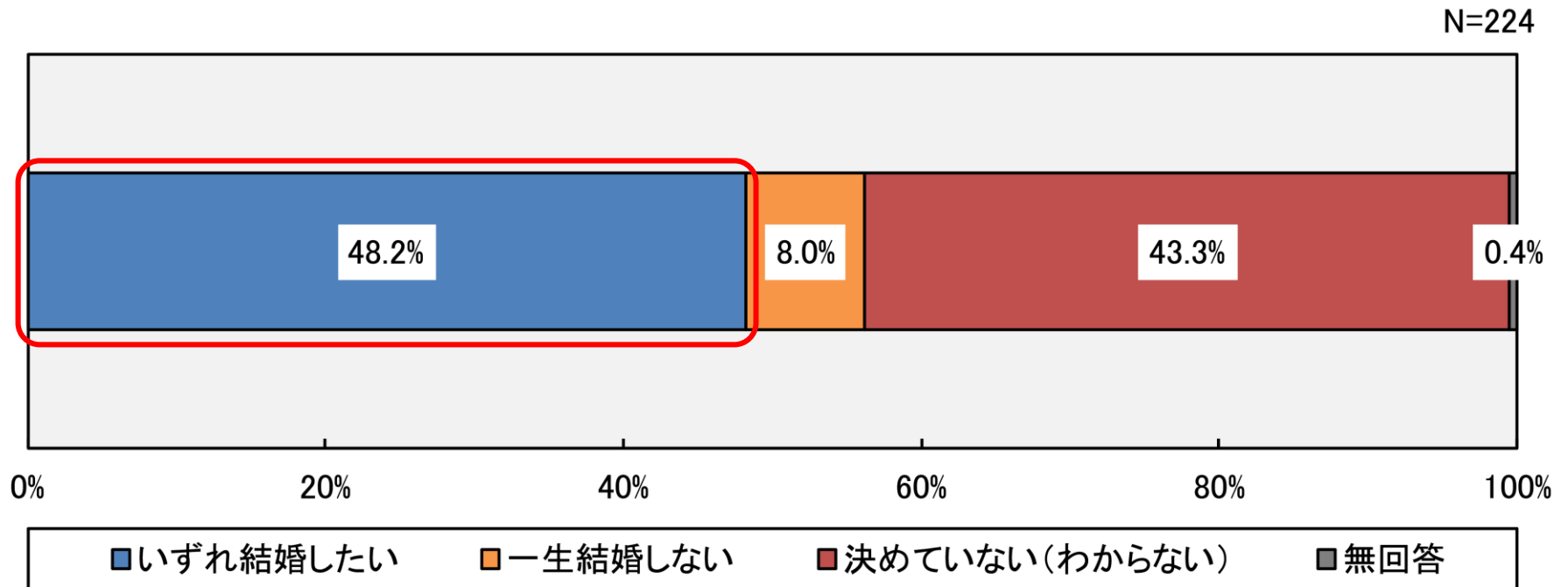
✓ 子ども同士の交流機会が減少するなど、子どもの健やかな成長に影響

少子化の主な原因である未婚化・晩婚化への対応が必要！

未婚者の結婚意思

- 平成30年度に実施した県民意識調査によると、約5割の未婚者が「いずれ結婚したい」と考えています。
- 「一生結婚しない」と考えている方は、約1割となっています。

未婚者の生涯の結婚意思

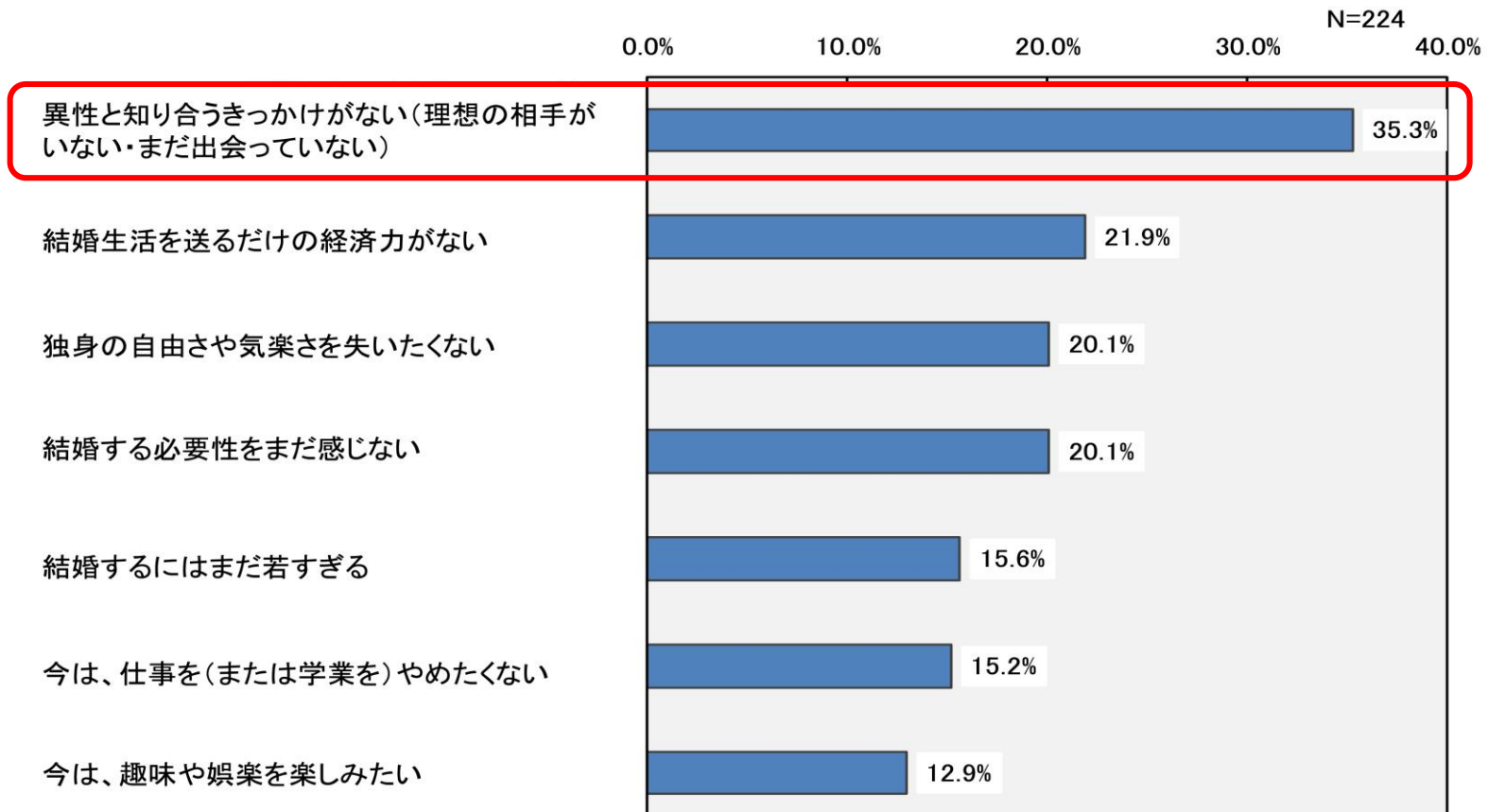


山口県「子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査」(2023年度)

未婚者の結婚意思

- 最も多い独身の理由として、約4割の未婚者が「異性と知り合うきっかけがない」としています。
- 2番目に多い理由として、約2割が「結婚生活を送るだけの経済力がない」としてしています。

独身の理由



✓ 未婚者の5割以上は、「いずれ結婚したい」と考えている。

✓ 未婚者が、独身でいる理由として、最も多いのは、異性と知り合うきっかけがないこと。

結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供！

第2章. 行政の主な結婚支援事業

1 県の結婚支援事業

(1) やまぐち結婚応縁センター「出逢いませ山口」の運営①

やまぐち結婚**応縁**センター

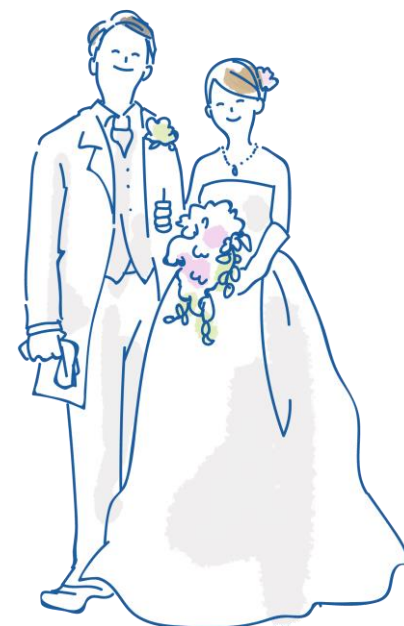


結婚を希望する独身男女に会員同士の1対1の出会いの場を提供するため、平成27年9月に山口市に設置した後、同年度中に県内3箇所にサポートセンターを設置

➤ 会員登録、お相手検索、お見合い、交際、成婚の各段階でスタッフが会員をフォロー

各センターの概要

場所	開所日時
やまぐち結婚応縁センター (パルトピアやまぐち3階)	月・木・金 12時～19時 土・日・祝 10時～17時 (火・水・年末年始を除く)
岩国サポートセンター (岩国総合庁舎2階)	同上
下関サポートセンター (海峡メッセ下関3階)	同上
萩サポートセンター (萩健康福祉センター2階)	金 10時～17時 (祝・年末年始を除く)



会員制マッチングシステムによる1対1の出会いの機会の提供

利用の流れ①



- ① Web サイトから新規入会申込
- ② 手続きの方法を選択してください
 - オンライン
 - センターへ来所

入会できる方

20歳以上の
結婚を希望する独身の方



オンラインまたは予約したセンターへ来所してお手続き。入会登録料のご入金確認後、活動スタート。

費用について

入会登録料 **5,000円**
(年額)



- ① 自宅
- ② センター ※要予約
※AIを活用したお相手探しもできます。

登録に必要な書類

- ・写真付き身分証明書
- ・**独身証明書**
- ・プロフィール用写真

「氏名」「生年月日」「本籍地」が記載され、民法第732条（重婚の禁止）の規定に抵触しないことを証明するもの。**本籍地のある市区町村で発行**しています。

会員制マッチングシステムによる1対1の出会いの機会の提供

利用の流れ②



お見合い時間は30分間です。

- ① センターでお見合い
- ② センター以外で待ち合わせし、お二人でお見合い
- ③ オンラインでお見合い



お見合い後、お二人がOKなら、お友だち期間へ（最大60日）

お友だち期間を経て、お二人の意思確認ができれば交際成立となり、氏名と電話番号をシステムからお伝えします。



結婚のご報告

センターより成婚フォームをお届けします。

- センターでの活動でお悩みの方はスタッフにご相談ください。
 - 相談は、オンラインまたはセンターで対応します。（相談時間：30分／回）
 - システムにより予約してください。

会員制マッチングシステムによる1対1の出会いの機会の提供

マッチング会員登録状況（R6.3.31現在）

区分	登録者数	20代	30代	40代	50代	60代以上
男性	405人	35人	173人	146人	45人	6人
女性	281人	49人	161人	63人	8人	0人
計	686人	84人	334人	209人	53人	6人

お見合い状況（H27.9～R6.3累計）

お見合い申込件数	お見合い実施件数	お友だち成立件数	交際成立件数	結婚報告件数
55,092件	9,325件	1,001件	2,131件	226件

※お友だち機能は、R3.7から導入

結婚応援セミナーとは

結婚に向けた効果的な活動を支援するため、結婚を希望する独身者を対象に婚活スキルの向上につながるようなセミナーや出会いの場となる交流イベントを開催



令和5年度のイベント内容

開催日	場所	参加者数 (定員)	うち 男性	うち 女性	カップル 成立数
R5.11.5(日)	山口グランドホテル	41人	19人	22人	3組
R5.12.10(日)	マリアージュ下関	81人	37人	44人	7組
R6.3.9(土)	ORANGE CAFE	53人	28人	25人	5組

◆ 進行の流れ (例)

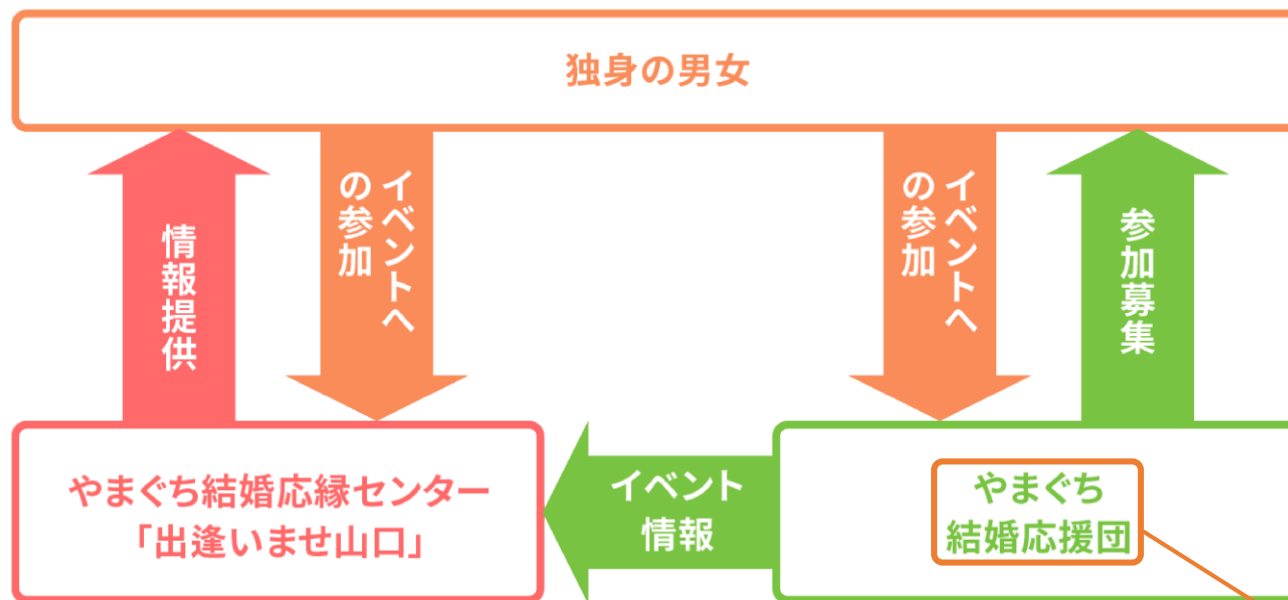


1 県の結婚支援事業

(3) 結婚支援イベントの情報提供

行政や民間団体等が実施する結婚支援イベントの情報を「やまぐち結婚応縁センター」のウェブサイトやメールマガジン「やまぐち幸せおいでませ通信」で発信

- 結婚を希望する独身男女の出会いを応援するため、レストランで会話が楽しめるパーティーや、みんなで協力するアウトドア、スポーツなど、誰もが安心して楽しく参加できるイベントが対象



山口県の登録を受けた、民間主体の結婚に向けた出会いの場づくりを実施する団体

GO-ENごえんプロジェクト（萩市・長門市・美祢市）

3市が共同で設置する「GO-EN（ごえん）センター」による結婚を希望する独身男女への結婚活動の支援

➤ 会員同士の1対1の出会いから婚活・恋活を相談員が全面的にサポート

各センターの概要

場所	開所日時	
GO-EN萩センター （萩市役所第2庁舎）	水 第1・3土、第4日	14時～18時 10時～14時
GO-EN長門センター （長門市中央公民館）	木 第4土、第2日	14時～18時 10時～14時
GO-EN美祢センター （美祢市役所別館）	月 第2土、第1日	14時～18時 10時～14時

※開所日時は、イベントの実施等により変更となる場合があります。

※毎月、平日のうち1日は、開所日を19時まで延長しています。

※最新の開所日は、プロジェクトのウェブサイトに掲載しています。

GO-ENごえんプロジェクト（萩市・長門市・美祢市）

マッチング事業

- ・ 相談員による会員同士の1対1の出会い支援サービス
- ・ 結婚に関する相談対応や結婚活動に関する相談・アドバイス

主な会員資格

- ・ 3市のいずれかに在住する20歳以上で、配偶者（内縁関係を含む）を有しない方
- ・ 3市外に在住する20歳以上で、結婚後、3市のいずれかに定住する意思があり、配偶者（内縁関係を含む）を有しない方

登録料

2,000円／年度
※令和6年度無料

必要書類

- ・ 独身証明書
 - ・ 本人確認書類
 - ・ L判写真×2枚
- ※申込書・紹介カードの様式はセンターで用意

◆ 利用の流れ



① サザンセットマッチングイベント事業

(柳井市・周防大島町・上関町・田布施町・平生町)

1市4町が共同で、交際のきっかけとなる出会いの場を提供するイベントを実施

開催日	イベント名	場所
R5.10.15(日)	サザンセットマッチングイベントin柳井市 ～やない白壁の町並みを散策しながら恋活しましょう～	やないろ (柳井市)
R5.12.3(日)	サザンセットマッチングイベントin上関町 ～山口県最南端のカフェレストランにて～	カフェレストラン瀬里家 (上関町)

② 宇部市結婚定住応援イベント実施業務 (宇部市)

結婚を希望し出逢いを求めている男女に対し、宇部市の新たな魅力の発掘や発信に繋がる婚活イベントを実施

開催日	イベント名	場所
R5.8.19(土)	うべではじまる、運命の出逢い♡ ときわ公園サマーナイト恋活	ときわ湖水ホール (宇部市)
R5.11.5(日)	うべではじまる、運命の出逢い♡ 秋のお祭り & マルシェde恋活	ヒストリア宇部 (宇部市)
R6.1.14(日)	うべではじまる、運命の出逢い♡ 新春開運♡お参り恋活	琴崎八幡宮 (宇部市)

③GO-ENプロジェクト（萩市・長門市・美祢市）

出逢い創出（婚活）イベントとスキルアップセミナーを組み合わせた、出逢いから結婚に至るまでの段階的なサポート

開催日	イベント名	場所
R5.9.10(日)	BBQ婚活	秋吉台家族旅行村（美祢市）
R5.10.29(日)	萩市の歴史と魔法の言葉	萩・明倫学舎（萩市）
R5.11.26(日)	色彩心理学を活かした婚活イベント	ルネッサながと（長門市）
R5.12.17(日)	魅力いっぱいの3市を回る婚活バスツアー	センザキッチン（長門市） 萩城下町（萩市） 等

出会いの場婚活サポート事業（下関市）

山口県が設置・運営している「やまぐち結婚応縁センター」を活用した結婚活動を支援

■ 会員登録支援

「やまぐち結婚応縁センター」の入会登録料を補助

補助額

5,000円

団体登録制度

結婚支援イベントを開催する民間団体等の審査・登録

- やまぐち結婚応援団（山口県）
- 婚活サポーター登録制度（周南市）
- はぎ縁結び応援団制度（萩市）

イベント開催補助

民間団体や地域運営組織等が実施する結婚支援イベントの開催経費を補助

- 婚活イベント開催事業補助金（周南市）
- 山口市婚活イベント支援事業補助金（山口市）
- 山口市農業水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金（山口市）
- まちづくり協議会婚活イベント開催事業（下関市）
- 萩市出会いの場づくり応援事業補助金（萩市）

成婚祝金

対象市町に住所があり、婚姻届を提出した男女に祝金を交付

- 阿武町定住奨励金＜結婚祝金＞（阿武町）

住居費用補助

新婚世帯の住居に係る費用を補助

- 下関市結婚新生活支援事業
- 柳井市結婚新生活支援事業
- 美祢市結婚新生活支援事業
- 田布施町結婚新生活応援事業
- 平生町結婚新生活応援事業
- 阿武町結婚新生活支援事業

第3章. やまぐち婚活応援隊事業

やまぐち婚活応援隊とは

結婚を希望する独身者の出会いと結婚を応援するため、
地域等のつながりを生かして、
結婚支援の取組を推進するボランティア

活動内容

独身者やその関係者に対して、
行政等が実施する結婚支援事業の情報発信を行うこと

- 活動に対する報酬、旅費等の支給はありません。
- 定期的に活動状況をお伺いしますが、ノルマはありません。
無理なくできる範囲で活動してください。

1. 婚活応援隊の登録対象は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ① 独身者及びその関係者（以下「独身者等」という。）に対して、ボランティアとして結婚支援活動を行うことができる20歳以上の者
 - ② 電子メールを使用し、連盟と連絡することができる者

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、婚活応援隊として登録することができない。
 - ① 結婚活動中である者
 - ② 結婚相談、お見合い又は結婚のあっせん等を業とする者
 - ③ 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者
 - ⑤ その他、連盟が登録することが適切でないと認めた者

登録申込

山口県こども政策課のウェブページから手続き

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/51/215822.html>

- やまぐち電子申請サービスから申込み
 - ・ 申請フォームに沿って入力、身分証明書の画像を添付して送信

または

- 電子メール、郵送、持参等で申込み
 - ・ ウェブページから「登録申込書」をダウンロード
 - ・ 「登録申込書」、「身分証明書の写し」を事務局に提出

登録受付

- ・ 事務局で申込みの内容を確認
- ・ ボランティア活動保険の手続き
- ・ 登録証、隊員証、PR用資料の送付

活動開始

第〇号
やまぐち婚活応援隊 隊員証
〇〇 〇〇
有効期限 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
上記の者は、やまぐち婚活応援隊であることを証明します。
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
やまぐち子育て連盟 キャプテン
山口県知事 〇〇 〇〇 印

ボランティア活動保険

ボランティア活動保険に加入しますので、

活動中の事故によりケガをされた場合など

は、**山口県こども政策課までご連絡ください。**

登録期間は登録年度を含めて2年です。

➤ 令和6年度に登録された場合は、令和8年3月31日まで

◆ 登録期間満了時は…

期間満了時期になりましたら、電子メール等で更新確認のご連絡をします。

➤ 更新される場合は、登録期間を2年延長し、更新後の隊員証を交付します。

①行政の結婚支援情報の紹介

山口県や市町等が実施する結婚支援制度、結婚支援イベント等の紹介

②結婚支援センターの利用推奨

山口県が運営する「やまぐち結婚応援センター」への登録促進

◆ 活動例



独身のお子さんがいる親族に、
センターのマッチングシステムを紹介



婚活中のお客さんに、結婚支援の補助制度を紹介

地域で婚活イベントの募集チラシを配布



①リーフレット等の送付

「やまぐち結婚応援センター」や結婚支援イベントのリーフレット等を送付しますので、情報発信にご活用ください。

- 不足する場合は、追加で送付しますので、電話または電子メールで必要部数をお知らせください。

②メールマガジン・LINEによるイベント情報の発信

結婚支援イベントの開催情報は、メールマガジンか又はLINE「やまぐち幸せおいでませ通信」にて、随時配信しています。

紙媒体での情報発信を行っていないイベントもありますので、ぜひご登録いただき、ご活用ください。

- やまぐち結婚応援センターのウェブサイトから登録できます。

<https://www.yamaguchi-msc.jp/mailmagazine/> [メルマガ]

<https://line.me/R/ti/p/%40055lcavk> [LINE]

- やまぐち婚活応縁隊の活動を行うにあたり、独身者等に報酬等を求めないこと
- やまぐち婚活応縁隊として、活動上知り得た秘密や個人情報を、本人の了解なく、開示、漏えい、利用しないこと
- やまぐち婚活応縁隊の地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、結婚支援以外の活動を行わないこと
- 個人のプライバシーや個人情報の取扱いには十分留意すること
- 登録期間が満了する前に、婚活応縁隊でなくなった場合は、速やかに隊員証を返還すること

活動にあたっては、トラブル防止のため、
独身者等の個人情報は取得しないでください。

- 相手方が顧客等で、適切な手続きを経て個人情報を取得済であり、適切に管理されている場合などは例外です。

【参考】個人情報保護法の基本

個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

<例> 氏名、生年月日と氏名の組み合わせ、顔写真、**個人識別符号**

その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号等として法令で定めがあるもの

<例> 免許証番号、マイナンバー

要配慮個人情報とは

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報

<例> 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等

【参考】個人情報流出の事例

活動にあたっては、次のようなことに、気をつけましょう！

- 飲食店などで個人情報を、他人に聞こえる声で話していた。
- 個人情報を、本人の家族や友達に話をしていた。
- 個人情報を車などに放置した。
- 個人情報を電子メールで誤送信した。
- 不要になった個人情報を適切に破棄しなかった。

こちらがそのつもりがなくても、相手にとってハラスメントと捉えられるケースが多々ありますので注意が必要です。

① 特定の価値観を押しつけない

「結婚して子どもをもつべき」「男なんだからこうすべき」「女なんだからああすべき」といった特定の価値観を押しつける発言をしないこと。

② 個人の意思を尊重する

結婚を希望する人が支援を必要としているか、どのような内容の支援を受けたいかは様々であるため、善意であっても支援を強制しないこと。

③ プライバシーを守る

宗教、思想、信条、心身の障害の状況などの情報については、要配慮個人情報に該当する場合がありますので、不用意に触れないこと。

④ ハラスメントに注意する

障害者、ひとり親、LGBT等に配慮し、差別と指摘されるような言動や、不快感を与える言葉に気を付けること。

県への連絡

活動にあたって、ご不明な点などありましたら、以下までお問い合わせください。

連絡先：山口県こども政策課 少子化対策推進班

 **083-933-2754**

(〒753-8501 山口市滝町1-1)